

# 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

## 目的

- 発達面において支援を必要とする児童等が増加する本市の現状を捉え、乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、発達支援を軸に、これまで各施設やライフステージごとにつながっていなかった相談・支援機能を集約し、切れ目のない総合的なサービスを提供するとともに、教育・保育現場での支援向上を図ることを目的とする。
- また、教育と福祉の連携、さらには卒業後の社会人となったときまでのライフステージに応じた一貫した相談・支援体制の構築を目指す。



## 成果

- 令和2年4月におだわら子ども若者教育支援センターを開設した。これにより、乳幼児期から学齢期、青壮年期に至るまでの、ライフステージごとに分散していた相談・支援機能を集約することができ、特別な支援を必要とする子ども等の支援経過の引継ぎや情報の共有化を容易にするとともに、相談に対する迅速かつ的確な対応、途切れることのない支援が行えるようになった。
- さらに令和5年度からは、福祉分野から妊婦・産婦健診や育児相談等の母子保健に係る事業が移管され、妊娠期から子ども・若者までの相談・支援機能のさらなる充実を図っていく。

## 事業内容

- 教育相談員や心理相談員による相談体制を整えることで、子ども、保護者、学校等と円滑に情報共有を行い、個々の子どもの状況に応じた支援を行った。
- 状況に応じて、児童福祉分野の子ども若者相談員と情報交換を行い、連携して支援を行っている。
- 児童福祉分野、教育分野ごとに作成されている支援方針や支援記録等の個人情報を、適正に管理し活用するための共有シートや相談支援システムの導入・運用に向け、多角的に検討を行ってきた。その結果、相談支援システムについては、令和4年10月に導入が完了し、児童福祉分野で運用を開始した。なお、教育分野についても、令和5年度から運用開始する予定である。
- 臨床心理士等による公立・私立の保育所、幼稚園等への巡回相談を実施し、発達段階に困り感を抱える児童への適切な支援について助言指導を行った。
- 専門医を交え、保育所職員や市保健師、養護学校教諭を対象とした研修会や講習会を開催し、技術・能力のさらなる向上に努めた。
- 本センターでの取り組みや相談内容を市民に周知するため、パンフレットを作成し、市内幼稚園、保育所、小中学校及び公共施設等に配布するとともに、市のホームページにも掲載している。

